

入札説明書

国保中央病院設備改修工事

令和8年6月

国保中央病院組合企画総務課

入札説明書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

- (1) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建築一式工事に登録を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事（以下「登録業種工事」という。）の一般建設業の許可又は、第15条の規定による登録業種工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

~~(8) 入札公告第2の5の「設計業務の受託者との関連に関する条件」が示されている場合は、次の①又は②に該当しないこと。~~

~~① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者~~

~~② 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者~~

※ 業務の一部を協力業者に再委託するときは、再委託先が奈良県、川西町、三宅町、田原本町又は広陵町の建設工事等競争入札参加資格者又は国保中央病院組合競争入札参加資格者（物品製造等）である場合には、「入札参加停止」期間中ではないこと。また、協力業者は、業務を再委託できないこととします。

2 現地確認及び調査

設計図書不足により現地確認及び調査を実施します。

現地確認及び調査日：令和8年6月17日（水）～令和8年6月30日（火）の
14日間

ただし、以下の時間帯に限る。また、来院患者等の診療等に支障を及ぼさない範囲に限る。複数回可。

(1) 平日及び第1・3・5土曜日：午後1時15分～午後5時15分

(2) 第2・4土曜日、日曜日、祝日：午前8時30分～午後5時15分

※現地確認及び調査を希望される場合は、令和8年6月15日（月）午後5時までに国保中央病院企画総務課（電話 0744-32-8800（内線 7027））まで事前予約をお願いします。事前予約が無い場合は、現地確認及び調査はできません。

3 競争入札参加意向申出書の提出

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加意向申出書（別記様式1）を下記により提出し、競争入札参加意向申出書受理書の交付を受けなければなりません。

(1) 入札参加意向申出書の提出

ア 提出期限 入札公告第3に掲げる日時

イ 提出場所 入札公告第3に掲げる場所

ウ 提出部数 1枚

エ 提出方法 郵送又は持参。期限内に到着したもののみ有効

オ その他 入札参加意向申出書が期限内に提出された場合、競争入札参加意向申出書受理書を交付します。

※入札公告第3に定める参加意向申出書提出締切日の翌々平日の午後5時までにメールで受理書を送信しますが、郵送したにもかかわらず、メールが届かない場合、下記にお問い合わせ下さい

い（午後5時15分まで）。

国保中央病院組合 企画総務課

電話 0744-32-8800

4 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書及びその添付資料（以下「申請書及び資料」といいます。）を下記によって持参により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

（1）申請書及び資料の提出

ア 提出期限 入札公告第3に掲げる日時

イ 提出場所 入札公告第3に掲げる場所

ウ 提出部数 各1部

（2）申請書及び資料の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に無断で使用しません。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しません。

エ 申請書及び資料の差し替え並びに再提出は認めません。

オ 競争入札参加資格確認申請書は別記様式2により作成してください。

カ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）から（ウ）のとおりとし、次に従い作成してください。

（ア）配置予定技術者の資格等を記載した書面

入札公告第2の7に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を別記様式3に記載してください。

（イ）現場代理人報告書

別記様式4に記載のうえ、3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

（ウ）モラルに対する決意を記載した書面

モラルに対する決意を記載した書面は別記様式5により作成してください。

（3）申請書および資料の作成説明会

実施しません。

5 施工体制確認調査

落札候補者は、開札後、提出書類一覧に示す様式1～3に定める提出書類（様式2を除きます。）に添付書類を添えて提出してください。

開札後、落札候補者の提出書類の審査を行うとともに、必要に応じ聞き取り調査を実

施する場合もあります。聞き取り調査に応じない場合は失格となります。また入札参加停止となる場合もありますのでご注意ください。

提出書類一覧

様式1 施工体制確認調査報告書

様式2 工事費内訳書 ※入札時に提出（入札参加者全て）

様式3 工程計画

- * なお、様式2については、入札公告第3に示す「入札書及び入札金額の内訳書の提出」期限までに、入札書と同封し書留郵便により提出してください。その際、様式2に「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」及び「工事場所」を記載してください。誤脱・未記入がある場合は無効又は失格とします。また、添付もれの場合は失格となります。
- * 書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ、提出してください。
- * 提出期限以降の書類の訂正、差し替え等はできません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ提出してください。提出書類に不備（積算内容及び配置予定技術者に影響しない軽微な不備を除く。）がある場合は失格となります。
- * 次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は別途指示します。
- * 下記の場合も適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。
 - ア 施工体制確認調査に協力しない場合
 - イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
 - ウ 入札価格の積算内訳及び工程計画が設計仕様等に適合しない場合
 - エ 工事費内訳書に記載されている工事価格が入札額に適合しない場合
 - オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
 - カ 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合
- * 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- * 提出書類は、施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。
- * 提出書類は返却しません。
- * 施工体制確認調査は、奈良県県土マネジメント部施工体制確認調査実施要領（建設工事）に準じます。

6 入札方法等

(1) 入札書等の提出期間

入札書（様式第1号）は、入札公告第3に示す期間内に到着するよう、書留郵便にて郵送してください。

また、5に示す施工体制確認調査書類のうち、工事内訳書（様式2）を「内訳書」として添付のうえ、提出してください。

(2) 入札書等の提出について

- ① 入札書（様式第1号）及び工事内訳書（様式2）（以下「入札書等」といいます。）は、書留郵便により提出してください。
- ② 入札者は、その提出した入札書等を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(3) 入札は、総計金額で行います。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 封筒等の記載方法等

- ① 入札用の内封筒を用意してください。「令和8年8月5日開札 国保中央病院設備改修工事（令和8年度）に係る入札書、入札者住所、商号、代表者名」を記載し、代表者印を押印してください。（「郵便入札による入札書封筒の記載方法等」参照）
- ② ①の内封筒に入札書を入れ封印します。
- ③ 外封筒には15に定める住所と国保中央病院組合企画総務課長宛での親展とし、令和8年8月5日開札 国保中央病院設備改修工事（令和8年度）に係る入札書在中と記載してください。
（「郵便入札による入札書封筒の記載方法等」参照）
- ④ ②の内封筒（封印した入札書）を③の外封筒に入れて、一般書留又は簡易書留で郵送してください。

(5) 入札を辞退する場合は、開札までに入札辞退届（様式第3号の1）を15に示す契約担当課に持参又は郵送により提出してください（必着）。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 国保中央病院組合契約規則（平成13年4月国保中央病院組合規則第1号。以下「契約規則」といいます。）第12条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時

点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

8 開札及び落札者の決定方法

(1) 開札は、入札書を郵送してきた参加者又はその代理人を立会者として行うものとします。なお、代理人が立ち会う場合は、委任状を持参してください。ただし入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行います。

(2) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

ただし、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認又は施工体制確認調査の結果によっては落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。

(3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、下記の抽選方法で直ちにくじにより競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

(郵便入札におけるくじによる抽選方法)

① くじ番号の付与

開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札書類の郵送に用いられた書留郵便に付された「お問い合わせ番号」（以下「書留番号」という。）

(1 1桁)の下3桁の小さいものから順に「くじ番号」(0、1、2・・・)を付与します。(※下3桁が同一の場合は、下4桁目以降高い桁の数字を順次参照し決めます。)

〈例〉

業者名	書留番号	書留番号の下3桁	くじ番号
A社	***-**-03428-1	281	0
B社	***-**-13229-1	291	1
C社	***-**-24629-7	297	2

②落札者（候補者）の決定

1. 書留番号の下3桁の数字を合計し、その合計数を同額入札者の数で除算し、余りを算出します。

2. 「1」で算出した余りの数と、上記①で付与したくじ番号が同一の入

札参加者を落札者（事後審査型等の場合は、第1順位の落札候補者）とします。

3. 事後審査型入札において、第2順位及び第3順位の者を決定する場合は、第1順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を第2順位とし、第2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を第3順位とします。

〈例〉

A社（書留番号下3桁） 2 8 1
 B社（書留番号下3桁） 2 9 1
 C社（書留番号下3桁） 2 9 7

合計 $281 + 291 + 297 = 869$
 余り $869 \div 3 = 289 \dots \underline{\underline{2}}$

順位	業者名	くじ番号	備考
1位	C社	2	余りの「2」と同一のくじ番号の『C社』が第1順位
2位	A社	0	$2+1 = 「3」$ のくじ番号が存在しないのでくじ番号「0」の『A社』
3位	B社	1	$0+1 = 「1」$ と同一のくじ番号の『B社』

- (4) 入札を行った結果、予定価格に達せず落札者のない場合は、最低価格を提示した者と随意契約締結の協議を行うことがあります。

9 技術者の配置

落札者は、別記様式3に定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りま

10 現場代理人の配置

落札者は、別記様式4に定める資料に記載した現場代理人を当該工事の現場に配置するものとします。

11 契約書作成の可否等

要します。落札者は、契約規則第24条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

12 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止

を受けた場合は、契約を締結しません。

13 手続における交渉の有無

無

14 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

15 契約を担当する者の名称、所在地等

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古404-1

国保中央病院組合 企画総務課

TEL 0744-32-8800

FAX 0744-32-8811

メールアドレス info@kokuho-hp.or.jp

別表 1

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事	<p>①建築工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含みます。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含みます。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもの</p> <p>②建築工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称するもの</p> <p>③建築工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもの</p> <p>④建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑤建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限ります。）とするものに合格した者</p> <p>⑦建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者</p> <p>⑧国土交通大臣が①～⑦までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者</p>

注：⑤の「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、建築工事に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。